

和歌山県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者（以下、「障害者支援施設等に準ずる者」という。）についての認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として認定の対象となる者（以下「認定対象者」という。）は、和歌山県内に主たる事業所を置き、かつ適切な業務遂行能力を有する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (5) 障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）を利用する障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就労施設等の利用者が提供する物品及び役務のあっせん又は仲介等の共同受注窓口業務を行う者
- (6) 実態として障害者就労施設等と同様に、障害者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている事業者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者は、認定対象者とししない。

- (1) 県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 法律違反等認定にふさわしくない事実がある者
- (3) 次のアからケまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ク イからキに該当する者の依頼を受けて認定の申請をしようとする者

(認定の申請)

第3条 認定対象者は、障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとするときは、障害者支援施設等に準ずる者についての認定申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。

(認定)

第4条 知事は、第3条の申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第2項の規定により、あらかじめ、2名の学識経験を有する者の意見を聞いた上で、認定の可否を決定する。

2 知事は、前項の規定に基づき認定したときは障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書（別記第2号様式）により、認定しないこととしたときは障害者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書（別記第3号様式）により、速やかに当該申請をした認定対象者に通知するものとする。

3 知事は、第2条に規定する認定基準に該当することを確認するに当たり、必要があるときは、当該認定対象者等を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うものとする。

(認定の公表)

第5条 知事は、第4条に規定する認定を行ったときは、その旨を遅滞なく公表しなければならない。

(認定内容の変更届)

第6条 第4条の認定を受けた者は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届（別記第4号様式）により知事に届け出なければならない。

(認定の取消)

第7条 知事は、第4条の認定を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項に定める認定基準に該当しなくなったとき
- (2) 第2条第2項のいずれかに該当することが明らかになったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき
- (4) 重大な法令違反等不正な行為等があったと認められるとき

2 知事は、前項の規定により取消しをしたときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定取消し通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用)

第8条 共同受注窓口を契約の相手方として、令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約（以下「3号随契」という。）を締結する場合の運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同受注窓口を契約の相手方とする3号随契は、当該共同受注窓口が県内に主たる事務所を置く障害者就労施設等に物品及び役務のあっせん又は仲介を行うものに限る。
- (2) 当該共同受注窓口は、3号随契を締結した後、当該契約において物品及び役務の調達のあっせん又は仲介を行った障害者就労支援施設等の名称及び業務内容が分かる書類を障害福祉課あて速やかに提出すること。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月15日から施行する。